

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年5月9日（令和6年（行情）諮問第552号）

答申日：令和6年9月27日（令和6年度（行情）答申第444号）

事件名：特定の開示決定等に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「防官文第7322号（2017. 4. 10一本本B78）にかかる決裁文書。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「防官文第7322号に係る決裁文書」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月22日付け防官文第14099号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電

子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

キ 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

ア 意見1：本省係長級以上の名前は公表されている。

諮問庁は、本省係長級以上の氏名については公表しており、これに該当する者の氏名は開示されるべきである。

イ 意見2：諮問庁の内線番号は公表されている。

諮問庁は電話番号簿（開示請求受付番号：2018. 4. 9－本本B78）を開示しており、担当部局の内線番号は当該文書で不開示でない限り、明らかにできるはずである。

（添付文書）（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成29年9月22日付け防官文第14099号により、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の一部の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録も特定している。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、原処分においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年5月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

- ③ 同月 20 日 審議
- ④ 同年 6 月 21 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年 8 月 30 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 9 月 20 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、紙媒体の特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、開示請求文言に「防官文第 7 3 2 2 号（2017. 4. 10－本本 B 7 8）にかかる決裁関連文書」と記載されていたことから、上記「2017. 4. 10－本本 B 7 8」の開示請求（以下「別件開示請求」という。）に係る開示・不開示の決定及び開示請求者への開示決定通知書に係る決裁関連文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 開示・不開示の決定及び開示請求者への開示決定通知書に係る決裁は、電子決裁システムにより行っていることから、本件対象文書は、電磁的記録のみを保有している。

また、本件対象文書の一部の電磁的記録は PDF ファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDF ファイル以外の電磁的記録も特定している。

ウ 本件審査請求を受け、念のため電子決裁システム内のデータを確認したが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（2）これを検討するに、開示・不開示の決定及び開示請求者への開示決定通知書に係る決裁は、電子決裁システムにより行っていることから、本件対象文書の紙媒体は保有していない旨の諮問庁の上記第 3 の 3（4）及び上記（1）イの説明に不自然、不合理な点は認められず、上記（1）ウの探索状況を踏まえると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（紙媒体）を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において、開示実施文書の写しを確認したところ、4枚目の「行政文書開示請求書」の写しの一部に、マスキングが付されていると認められる。

当該マスキングについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、本件対象文書に元々付されているものである旨説明し、その説明は首肯できる。

そうすると、当該マスキング部分は、原処分において不開示とした部分には該当しないことから、当該マスキング部分の不開示情報該当性については判断しない。

- (2) 別表の通番1及び通番3の不開示部分について

ア 当該部分には、別件開示請求に係る開示・不開示の決定及び開示請求者への開示決定通知書に係る決裁案件についての起案者及び決裁者等の氏名及び職名等が記載されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 上記イを踏まえ検討すると、別表の通番1及び通番3に掲げる不開示部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、別紙に掲げる部分には、決裁者等の処理の状況が記載されており、当該部分は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるが、公務員の職務の遂行に係る情報であり、当該職務遂行の内容に係る部分であるから、法5条1号ただし書ハに掲げる情報に該当し、同条1号に該当しない。

また、当該部分を公にしても、上記イで諮問庁が説明するような当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められず、当該部分は、法5条6号柱書きにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 別表の通番2及び通番4の不開示部分について

ア 当該部分には、起案者の連絡先及び担当者の内線番号が記載されていることが認められる。

イ 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分は、一般に公開されていない情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、不開示とした。

ウ 当該部分を公にすることにより、上記イのおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の通番5の不開示部分について

当該部分には、別件開示請求に係る通知文書中に、開示請求者の氏名が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の通番6の不開示部分について

当該部分には、別件開示請求に係る開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、氏名と一体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また、当該部分は、一体として個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙（開示すべき部分）

- 1 2枚目の「決裁・供覧欄」の欄の上から8行目，10行目，12行目，14行目，16行目及び18行目のうち，決裁者等の処理の状態に係る部分
- 2 1672枚目の「決裁・供覧欄」の欄の上から8行目，10行目及び12行目のうち，決裁者等の処理の状態に係る部分

別表（原処分において不開示とした部分及びその理由）

通 番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	起案用紙中、「起案者」欄及び「決裁・供覧欄」の一部	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示としました。
2	起案用紙中、「連絡先」欄	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示としました。
3	依頼文書中、担当者 の名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示としました。
4	依頼文書中、担当者 の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示としました。
5	通知文書中、開示請求者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示としました。
6	行政文書開示請求書中、開示請求者の氏名、住所、郵便番号及び電話番号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示としました。